

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

インターネット取引の申告漏れ

Q : インターネット取引業者の申告調査状況が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A : 調査件数は2771件、1件当たりの申告漏れ所得金額は1,137万円でした。

【解説】

さきごろ、国税庁から平成20年度の所得税及び消費税の調査状況が公表され、その中に、インターネット取引の申告状況がまとめられています。

それによりますと、インターネット取引を行っている者に対する実地調査は2,771件（前年3,122件）で、その内訳は、ネット通販が654件、ネットオークションが652件、ネットトレードが454件、ネット広告が376件、コンテンツ配信が44件、出会いサイトの運営などその他のネット取引が591件でした。

そのうち申告漏れ所得金額を1件当たりに換算しますと、ネットトレードが一番高額で1,591万円、次いでコンテンツ配信が1,392万円、ネット広告が1,211万円、ネットオークションが1,113万円、その他のネット取引が1,030万円、ネット通販が884万円でした。

なお、インターネット取引を行っている者の調査1件当たりの申告漏れ所得金額は1,137万円です。所得税全体の実地調査（特別・一般）の1件当たりの申告漏れ所得金額の887万円に比べるとかなりの高額になっています。

